

# オーストリアの王冠証人立法研究序説

## —オーストリア刑訴法209条aを中心に—

池田秀彦

### はじめに

ヨーロッパでは、被疑者が他人の重大な犯罪に関する情報を提供する見返りに、刑を減免されたり、不起訴となる等の報償を受ける制度、即ち王冠証人制度を採用している国が多い。オーストリアもその例に漏れない。オーストリアでは、王冠証人制度として刑法上のものと刑事訴訟法上のものとの両者を有している。前者は、刑法41条aであり、後者は、刑訴法209条a及び209条bである。刑法41条aは、1998年1月に施行され<sup>1)</sup>、当初、4年間の時限立法であったが、2001年の刑法改正法<sup>2)</sup>によって期限の制約は撤廃された。その内容は、被疑者の提供する情報が組織犯罪の解明に寄与する場合等に刑の減軽を認めるものである。これに対し、刑訴法209条aは、被疑者が他人の犯罪の解明、組織の指導的地位にある者の居場所の特定につき検察官に協力した場合に訴追の打切りを認める規定であり、209条bは、カルテル法違反について検察官への協力を理由とした訴追の打切りに関する規定である。この刑訴法209条a及び刑訴法209条bは、2011年1月1日に施行され、2016年12月31日を以て失効する限時法である<sup>3)</sup>。

本稿では、上記の王冠証人規定のうち、刑訴法209条aの定める王冠証人制度だけを取り上げ、その制度と手続について紹介し、併せて若干の検討を加えることとする<sup>4)</sup>。

(試訳) オーストリア刑訴法209条a

- ① 検察官は被疑者がいまだ捜査手続の対象とはなっていない自身の犯罪事実について自発的に供述し、その情報が次に掲げる事項に本質的に寄与する場合には、200条乃至203条、205条乃至209条により措置することができる<sup>5)</sup>。
  - 一 参審裁判所若しくは陪審裁判所としての地方裁判所または経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官(20条a及び20条b)の管轄に属する犯罪の解明を決定的に促すこと
  - 二 犯罪団体、犯罪組織またはテロ組織において指導的地位で活動しているか、またはかつて活動していた者の居場所を突き止めること
- ② 前項による措置は、賦課事項(198条1項1号乃至3号)<sup>6)</sup>、供述態度、特に被疑者自身の犯罪行為の完全な説明及び情報の証拠価値に照らし、被疑者が犯罪行為を実行するのを防ぐ上で刑を科することを要しないと思われることを前

提とする。ただし、この措置は、被疑者の犯罪が198条2項3号<sup>7)</sup>の場合または性的不可侵性若しくは性的自己決定の権利を侵害する犯罪の場合にはこの限りでない。200条2項<sup>8)</sup>の規定にかかわらず、納付されるべき金額は、240日分の日割罰金に相当する額を超えないものとする。

- ③ 検察官は、賦課事項の履行後にその後の訴追を留保して捜査手続を打ち切らなければならない。
- ④ 次の各号のいずれかに当たる場合には、前項により留保された訴追を再開することができる。
  - 一 解明協力義務の違反があったとき
  - 二 提出された証明書類及び情報が誤っていたり、行為者の有罪に寄与することができなかつたりまたは1項2号に掲げられた団体若しくは組織における自身の指導的地位での行為の隠蔽のためだけになされたときただし、検察官が手続の再開に必要な命令を、1号または2号の定める事項のいずれかを確認できる手続を終結させる裁判の送達から14日以内に発しない場合は除く。
- ⑤ 検察官は、3項及び4項による命令を権利保護官に措置の理由を付して送達しなければならない。権利保護官は、3項の場合に手続の続行を、4項の場合に手続の打ち切りを申し立てることができる。
- ⑥ 団体責任法<sup>9)</sup> (BGBl. I Nr. 151/2005) による団体に対する手続においては、本条の規定を準用する。ただし、団体責任法19条1項1号乃至3号の規定の適用を妨げるものではないが、支払われる金額は、団体責任法19条1項1号の規定にかかわらず75日分の日割過料を超えることはできない。

## I. 立法の経緯<sup>10)</sup>

刑訴法209条aは、2010年の刑法改正法により第11編「訴追の打ち切り(ダイバージョン)」の中に「検察官との協働を理由とした訴追の打ち切り」の見出しを付して、新設された。オーストリアでは、法規定により王冠証人に与えられる法的効果の違いにより「大王冠証人規定」と「小王冠証人規定」とを分け、刑の減輕にとどまる場合を「小王冠証人規定」と呼び、刑の免除若しくは訴追の見送りの認められる場合を「大王冠証人規定」と呼ぶことが多い<sup>11)</sup>。この意味において刑法41条aの王冠証人規定は、王冠証人に刑の減輕しか認めないので「小王冠証人規定」であり、209条aは、「大王冠証人規定」ということになる。

オーストリア刑事司法に大王冠証人規定を導入する最初の試みは、2007年であった。

2008年の刑法改正法の司法省案(Ministerialentwurf)は、汚職対策検察官(Staatsanwaltschaft zur Korruptionsbekämpfung)の管轄に属す犯罪の行為者が犯罪解明に協力する場合に、汚職対策検察官による手続の打ち切りを可能とする大王冠証

人規定の提案を含んでいた。しかし、法案の意見照会手続において厳しい批判が出されたのを踏まえ大王冠証人規定は、政府案に引き継がれるには至らなかった。例えば、批判的意見には、犯罪組織の構成員の刑の免責が純然たる便宜主義的な合目的的考慮によるものであり、刑法において必要のない「目的は、手段を正当化する」という考えを助長するとの意見や刑法41条aの小王冠証人規定で十分であり、大王冠証人規定は必要でないとの意見があった。

この試みに関連して、当時の連邦司法大臣は、国民議会 (Nationalrat) の決定に従い、王冠証人規定に関する評価報告書を公表した。その中で、まず、刑法及び競争制限禁止法 (Wettbewerbsgesetz) 中の現行の王冠証人規定 (刑法41条a及び競争制限禁止法第11条3項) 及び国際条約上の規定の分析がなされた。報告書は、謀議を伴う犯罪領域は、王冠証人規定を用いなければ対応が困難であることを確認すると同時に、王冠証人規定の導入に伴う問題点、即ち、同規定が責任原則を弱めること、虚偽告訴の危険性をもたらすこと、平等原則・起訴法定主義を危殆化するものであること等について危惧の念を示した。この問題の解決策として、刑法上の王冠証人規定を伝統的手段を踏まえた上、発展的に形成することが提案された。より具体的には、将来、法制化する王冠証人規定は、オーストリア刑法の諸原則と調和するように刑法167条の掲げる積極的悔悟 (tätige Reue)、刑訴法198条以下のダイバージョン規定及び財政刑法 (Finanzstrafgesetz) 29条の掲げる自首と同様な制度を基礎にすべきであり、併せて裁判による事後審査可能性が確保されるべきであると主張した。報告書は、最後に、司法省案で述べられている「汚職、職務上の義務違反及び同種の犯罪行為の訴追のための中央の検察官の制度及び組織に関する連邦法」4条がオーストリア刑法において王冠証人規定を新設するために不動の出発点であるという結論に至った。

大王冠証人規定の導入に向けた次の試みは、刑法の改正法案であったが、やはり、かかる規定の導入に対して、次のような批判がなされた。即ち、新規定も責任主義、平等原則及び起訴法定主義に反し、虚偽告訴の危険がある。また、新規定が国家の刑法文化を深く傷つける以上、立法過程において絶対に欠くことのできない、王冠証人規定を導入することによる成果についての詳細な検討を欠いている。しかし、このような反対にもかかわらず、改正法案は、若干の修正を経た上、改正法として成立した<sup>12)</sup>。

新設の刑訴法209条aは、2011年1月1日に施行され、さしあたり有効期限は、2016年12月31日までとされた。政府の提案理由書によれば同規定は、王冠証人の供述に対し報償を与えることによって、刑事訴追機関に重大な犯罪の解明を促し、或いは犯罪組織において指導的地位で活動する者の居場所の特定を可能とするためのものである<sup>13)</sup>。このうち、前者、即ち重大な犯罪の解明に対する報償については、王冠証人の自身の犯罪に関する供述により他人の犯罪の解明が促進される場合にだけ認められる<sup>14)</sup>。209条aの適用に関する判断権は、検察官にだけ委ねられているほか、被疑者には、この規定の適用を求める権利は与えられていない。

209条aによる王冠証人制度の特色の一つは、王冠証人に一定の賦課事項を課し、

その履行により手続を打ち切るというダイバージョン措置と結びついている点にある。

## II. 刑訴法209条 a の要件

### 1 王冠証人の供述

王冠証人は、自身の犯罪について自発的に申告しなければならない。もっとも、自発性は、必ずしも改悛の情によることを必要とするわけではない。王冠証人の自己の犯罪に関する供述は、既に自身に対して実施されている捜査手続の対象となっている犯罪事実に関するものであってはならない。

王冠証人の供述が既に存在する証拠方法に関係する場合でも、捜査機関が彼の犯罪との関連性についていまだ気づいていなかったときには問題ない。

### 2 自己負罪

王冠証人の供述は、彼自身の、いまだ捜査機関に発覚していない犯罪に関するものでなければならないため、自己負罪を伴うことになる<sup>15)</sup>。王冠証人の犯罪としては、二つの犯罪を除けば、特に限定されない。一つ目は、209条 a 第2項により被害者を死亡させた罪の場合であり、この場合には、209条 a は適用されない。もっとも、被害者が死亡していない場合及び未遂犯の場合には、209条 a の適用を妨げない。共犯として関与した場合も適用の対象外である。二つ目は、王冠証人が性的不可侵性または性的自己決定権を侵害する犯罪(刑法201条乃至218条1項の掲げる犯罪)を行った場合であり、この場合も209条 a の適用はない。

### 3 王冠証人の供述により解明される犯罪

王冠証人の自白した犯罪は、他人の犯罪と関係するかまたは犯罪組織における指導的活動を理由に搜索されている者の犯罪と関連するものでなければならない。少なくとも、このような関連性は、密接な事実上の関係性が認められる場合に肯定される。また、後者については、王冠証人と指導的地位で活動をしている者との間に組織的関係性がある場合にも肯定される。

また、いわゆる「内部の王冠証人」(interner Kronzeuge)、即ち、王冠証人とその供述の中で犯人と名指しされた者が共に解明されるべき犯罪に関与している場合と「外部の王冠証人」(externer Kronzeuge)、即ち、王冠証人と犯人と名指しされた者が解明されるべき犯罪について何ら共犯関係にない場合との間の差異は、重要ではない。というのは、法文は、要求される事実関係が存在する限りにおいて両形態共に対象とするからである。

#### (1) 第三者の犯罪の解明

刑訴法209条 a 第1項1号の場合には、王冠証人の自己負罪の供述は、他人の重大な犯罪——より具体的には、参審裁判所または陪審裁判所の管轄に属するか(刑訴法31条2項及び3項)、または「経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官」



(Zentrale Staatsanwaltschaft zur Verfolgung von Wirtschaftsstrafsachen und Korruption (WKStA))の管轄に属す犯罪(刑訴法20条a及び20条b)——の解明に寄与しなければならない。

王冠証人の供述によりこの重大な犯罪の解明が決定的に促進されることが重要である。その供述により、これまで発覚していない犯罪が明らかになることも、供述により犯人として名指しされた者の嫌疑に関する端緒である必要もないし、この者が捜査機関に知られていたかどうかも関係ない<sup>16)</sup>。

#### (2) 搜索されている者の居場所の特定

刑訴法209条a第1項2号の場合に、王冠証人の供述は、自白の他、犯罪組織やテロ組織等において指導的地位で活動しているかまたは活動した者の居所に関係するものでなければならない。この場合には、指導的地位にある者の犯罪の解明は意図されておらず、むしろ、捜査機関が犯罪組織におけるそのような地位にある者の居所を突き止めることが困難な状況下で、王冠証人がこの居場所について重要な供述をし、その結果、搜索処分がとられる場合が想定されている<sup>17)</sup>。

このような地位にある者に対して捜査が継続して行われているかどうかは問わないし、その者が確定判決後に逃亡している場合にも、刑訴法209条a第1項2号の対象となる<sup>18)</sup>。

### 4 犯罪の解明等への重要な寄与

王冠証人の供述は、他人の犯罪の解明または犯罪組織等において指導的地位にある者の居場所の特定につき重要な寄与をするものでなければならない。王冠証人が嘘の情報を提供したことが判明する場合には、ダイバージョンの対象とはならない。

### 5 特別予防

王冠証人が一定の供述をしたときに、検察官のとりダイバージョン措置は、賦課事項、供述態度、供述の証拠価値等に照らして、王冠証人が犯罪行為を実行するのを防ぐ上で刑を科すことを要しないと思われることを前提とする(刑訴法209条a第2項)。即ち、ダイバージョン措置は、特別予防的理由から処罰の必要性がないと思われることが要件となっている。その際、一般予防的見地は、全く考慮されない。この特別予防的要件は、本来、手続の打ち切り後に初めて判断可能な事柄を対象としているといえるが、手続を打ち切るに際し事前の審査を実施するにあたり、王冠証人の約束した供述態度、自身の犯罪の供述、犯人と指摘した者の犯罪或いは指導的地位にある者の居場所に関する情報の証拠価値を見込んだ上で、処罰の必要性の有無を判断することになる<sup>19)</sup>。

法文に掲げられている、特別予防上考慮すべき事柄は、限定列举であり、他の事柄、例えば、王冠証人の前科は考慮されない<sup>20)</sup>。

### Ⅲ. ダイバージョン措置

#### 1 王冠証人に課される賦課事項

刑訴法209条aによるダイバージョン措置は、王冠証人が制裁類似の賦課事項を受け入れ、加えて王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位にある者の居場所の特定のための手続においてその協力を約束する場合に、以後の訴追を仮に見合わせるという検察官の提案を以て開始される<sup>21)</sup>。

賦課事項として規定されているのは、金員の支払い(200条)、社会奉仕活動(201条、202条)及び試験期間(Probezeit)(203条)であり(209条a第1項)<sup>22)</sup>、そのいずれかについて被疑者が同意する旨を明言することが必要である。

金員の支払いは、通知の送達後14日以内にしなければならないが、最高6ヶ月の分割払い或いは支払い猶予も認められる。金額は、240日分の日数罰金額に相当する額を超えてはならない(同条第2項)。

社会奉仕活動は、最長でも6ヶ月、1日当たり8時間、1週40時間、全体で240時間を超えてはならない(201条1項、202条1項)。検察官は、この使用を考える場合には、これを被疑者に命じる(201条4項)。社会奉仕活動の期間中、訴追は見合わせられるが、手続の打切りは、社会奉仕活動の履行後になる(209条a第3項)。王冠証人が約束した社会奉仕活動をまだ完了していない段階で、王冠証人が犯人と指摘した者に対する刑事手続が既に確定的に終結したかまたは搜索されている者の逮捕により、その者の身柄拘束が終了したときには、仮に手続が打ち切られることはなく、社会奉仕活動の完了を待って行われることになる<sup>23)</sup>。

試験期間は、1年以上2年以下であり、王冠証人は、一定の遵守事項に従わなければならない、保護観察官による保護観察に付される(いずれか一方の場合もある)(203条1項、2項)。試験期間は、訴追の終局的見送りの猶予期間を意味しない。刑訴法209条aによるダイバージョン手続の終了は、王冠証人により犯人として名前の挙げた者に対する刑事手続の終了または搜索されている者の身柄拘束のための措置の完了が重要な基準となる。この時点は、試験期間中に履行すべき賦課事項の終了前のあることがある。例えば、王冠証人の情報提供から程なくして搜索されている者が逮捕されたのに対し、王冠証人の受講する講習や研修がなお終了していないような場合である。また、その逆、例えば、試験期間を超えて、搜索されている者に対する手続が継続している場合がある。かくして、賦課事項の履行または保護観察官の保護のための試験期間は、その期間、訴追が見合わせられるとはいえ、手続の仮の打切りをもたらずわけではない。試験期間中で、賦課事項が完全には履行されていない場合に、王冠証人により犯人とされた者に対する手続が既に確定的に終結したまたは搜索されている者の身柄拘束の措置がその逮捕により終了したときにも、決して手続が仮に打ち切られることはなく、そのためには、賦課事項の履行及び試験期間の満了が必要である<sup>24)</sup>。

王冠証人は、賦課事項を履行する義務と並んで、犯人として名を挙げた者に対す

る手続または捜索されている第三者の居場所の特定に際して、捜査機関と協力し、そして、証言拒否権を行使することなく、証言義務を守る用意のある旨を表明しなければならない<sup>25)</sup>。

## 2 手続の仮の打ち切り

検察官の提案した賦課事項の履行後、例えば、過料額が支払われ、指定の期間内に社会奉仕活動が行われ、または指定の試験期間内に賦課事項が履行された場合に、捜査手続は、その後の訴追を留保して打ち切られる(209条a第3項)。ここで想定されているのは、検察官が訴追を仮に放棄する旨の表明である。

刑法209条a第3項に掲げられている賦課事項は、制裁類似の義務、したがって、過料の支払い、社会奉仕活動または遵守事項の履行を伴う試験期間の満了だけを指し、王冠証人の協力する旨の約束とは関係しない。

# IV. 手続の続行・再開

## 1 賦課事項履行期間中の続行

賦課事項の履行期間中または試験期間中に王冠証人が賦課事項を全く履行しなかったり、不十分にしか履行しない場合、例えば、所定の金額に満たない金銭の支払い、社会奉仕活動の時間数不足やその他の賦課事項・遵守事項の無視の場合に、検察官は、訴追の申立てにより手続を続行することができる(205条2項1号及び2号の準用)<sup>26)</sup>。

また、賦課事項の履行のために認められた試験期間中に王冠証人の不行跡があった場合には、王冠証人に対する手続は、一定の留保の下、続行されうる。

## 2 仮の手続の打ち切り後の再開

仮に打ち切られた王冠証人に対する手続の再開は、次の場合に認められる。即ち、王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位で活動をしている者の居所の探索への協力義務を果たさなかった場合(209条a第4項1号)または提供した情報が虚偽であったり、犯人の有罪に寄与できなかったり、犯罪組織での自身の指導的地位を隠蔽するためのものでしかなかった場合(同2号)である。

### (1) 協力義務違反

警察官、検察官または裁判所の前で供述する旨を表明し、或いは住居の捜索等に協力する旨、述べていた者がその約束を反故にすることがある。王冠証人が犯人として名を挙げた者または捜索されている指導的地位にある者に対する手続において証言拒否権を行使する場合には、協力義務に違反することになる。これは、王冠証人に対する手続の再開理由となる。

### (2) 不十分な証拠の提供

不十分な証拠の提供といえるのは、次の場合である。即ち、提出された証拠書類、情報が①虚偽であったり、②行為者の有罪に寄与することが出来なかったり、また

は③犯罪組織での自身の指導的地位での活動の隠蔽にしか寄与しない場合である<sup>27)</sup>。

①虚偽の証拠書類・情報 虚偽の証拠書類には、虚偽文書のほか、偽造・改ざんされた証拠書類も含まれる。虚偽の情報は、王冠証人が認識していたかどうかに関わりなく、事実に沿わない供述を意味する<sup>28)</sup>。もっとも、王冠証人が犯人として名を挙げた者に対する手続または指導的地位にある者の居場所の特定にあたり初めて虚偽と分かる情報は、問題ない。王冠証人に対する手続の再開に必要なのは、提供された情報が誤っており、有益ではなかったことである。

②有罪判決への寄与の欠如 王冠証人がダイバージョン措置による手続の打切りを得るためには、犯人と名指した者の重大な犯罪の解明を決定的に促進することが必要である。より具体的には、王冠証人の供述が有罪判決の基礎として利用され、有罪判決に寄与するのでなければならない<sup>29)</sup>。刑訴法209条a第4項2号は、明文を以て、手続の再開理由として王冠証人の供述が犯人と名指した者の有罪に寄与することができなかった場合を定めている。手続の続行のための要件は、その本質上、犯人と名指された者の犯罪を解明する上での王冠証人の協力の場合についてのみ明文を以て定められており、搜索されている者の探索についてはそうではない。以下、Schrollの所説に依りながら、有罪判決に寄与しなかった場合について分説する<sup>30)</sup>。

まず、犯人と指摘された者に無罪判決が出た場合である。彼が無罪となる場合には、王冠証人は、その者の有罪判決に寄与したとはいえない。これは、王冠証人の供述が説得力をもたないような場合である。

次に、王冠証人の供述に関わりなく有罪判決が出た場合である。王冠証人により犯人と指摘された者が確かに有罪判決を受けたが、この有罪判決が王冠証人の供述に依拠しない場合等である。つまり、王冠証人の供述が有罪判決において全く有益でなかったり、虚偽であったような場合である。

以上とは逆に、王冠証人が犯人と指摘した者が有罪とならなかったにもかかわらず、王冠証人の手続が続行されない場合がある。例えば、その者が公訴時効の完成のため有罪判決を受けられないような場合であり、この場合には、王冠証人に対する手続の再開は、考慮されない。また、その者に対する手続がダイバージョン措置を以て終了する場合も、刑訴法209条a第1項1号の意味での「犯罪の解明」と同視できるような、十分に解明された事実関係を顧慮している場合には、王冠証人に対する手続の再開理由とはならない。

③自身の指導的地位での活動の隠蔽 王冠証人が犯罪組織の構成員を犠牲にしてこの組織内での自身の指導的役割から目をそらさせようとする場合には、王冠証人から犯人として名指された者が有罪となったとしても、王冠証人は、自身の処罰を回避することはできない<sup>31)</sup>。もっとも、この場合に、王冠証人に対する手続を再開するためには、王冠証人が犯罪組織で指導的地位にあったことの実事認定が必要である。指導的地位は、トップの地位にある者だけを意味するのではなく、独立した、大きな権限をもっているとか、一定の地域、犯罪領域で独立して行動する地位にある者も含まれる<sup>32)</sup>。



さらに、王冠証人は、この指導的地位を隠蔽しなければならない。具体的には、犯罪組織での自身の役割を意識的に低く評価し、取るに足らないものと思わせたり、またはそもそもその構成員であることについて黙したり、否定するのでなければならない。

### 3 手続再開理由の認定

#### (1) 判決による処理

王冠証人に対する手続の再開は、犯人として名指しされた者に対する手続を終結する裁判の送達から14日以内を限度とする。その裁判において、刑訴法209条a第4項1号または2号の要件が確認される。その限りにおいて、王冠証人により名を挙げられた者の犯罪の解明への寄与が念頭に置かれており、犯罪組織で指導的地位で活動している者の居場所の特定に対する貢献は想定されていない。

#### (2) 検察官による手続の終結

王冠証人に対する手続の再開は、検察官が王冠証人により犯人として名を挙げられた者に対する手続を訴追放棄を以て終結する場合にも認められる。即ち、209条a第4項は、仮に打ち切られた手続の再開の最終期限のみを規定するに過ぎない。したがって、手続の続行は、検察官が刑訴法209条a第4項1号または2号に掲げられた事由を存在すると認める場合にも可能である。この場合に、14日の期間は、犯人として名を挙げられた者に対する訴追の放棄または公訴の取消しから起算する<sup>33)</sup>。

#### (3) 捜索されている者の居場所の特定

王冠証人の供述に基づき開始される、犯罪組織において指導的活動をしている者に対する捜索処分の場合に、最終状況について明文規定はない。まず、王冠証人の供述の証拠価値の審理が行われる裁判所の決定の意味での手続を終結させる裁判は、法律に規定されていない。この法律の間隙は、刑訴法209条a第4項に定められた、王冠証人に対する手続の再開理由と最終期限に関する規範を、この捜索のケースに準用することによって埋めることができる<sup>34)</sup>。これにより仮に打ち切られる王冠証人の手続の続行は、指導的地位で活動をしている者の捜索が失敗のため打ち切られた時から、または、王冠証人の情報が逮捕に貢献することなく、その者が逮捕のために拘束された時から14日以内である。これに対して、王冠証人の協力による被捜索者の拘束が、例えば、滞在国が許容しないなどの法的理由から、または、例えば、捜索されている者の精神上的理由で移送できないなどの事実上の理由から可能でない場合には、王冠証人の手続の再開理由は存在しない。

### 4 検察官の措置

王冠証人に対する手続は、検察官が新たな捜査処分、特に尋問を実施したり、公訴提起によって再開される。

## V. 訴追の最終的打切り——訴追放棄の最終期限

検察官が王冠証人に対する訴追をいつの時点で、最終的に取り下げなければならないか或いはその手続をどれぐらいの期間、仮に打切っておくことができるのかについて法律に明文の規定はない。最終的な訴追放棄の時点は、明文の規定を欠くため、訴追の再開に関する基準に依拠することになる<sup>35)</sup>。手続の再開の最終時点から、それに対応する最終的な手続終結の要請を推論することができる。

手続の続行の基準が存在しない場合、犯人として名を挙げられた者に対する手続が確定的に終了したまたは搜索されている者の拘束処分がその逮捕により終了しそして賦課事項が完全に履行された場合に、検察官は、王冠証人に対する手続を最終的に打ち切らなければならない<sup>36)</sup>。

### 1 通常の手続

#### (1) 判決による処理

王冠証人により犯人として名指しされた者に対する手続が判決を以て確定的に終了し、そして刑訴法 209 条 a 第 4 項 1 号または 2 号に掲げられた事由の一つに該当する場合には、検察官は、王冠証人に対する手続の続行に対する具体的な措置をとるにあたり、14 日の猶予期間がある。この期間を過ぎると訴追の最終的な打切りを公表しなければならない。

反対に、王冠証人により犯人として名を挙げられた者が王冠証人の協力の甲斐あって有罪となる場合には、この裁判の確定を以て王冠証人に対する手続は、最終的に打ち切られなければならない。

#### (2) 検察官による手続の終結

王冠証人の提供した情報に基づき開始された、犯人として名を挙げられた者に対する手続は、手続の打切り (190 条以下) を以て終了する場合の規定は置かれていない。同じことは、検察官が公判または中間手続において公訴の取消しを行う場合にも当てはまる。

この場合において、刑訴法 209 条 a 第 4 項 1 号または 2 号に掲げられた事由が認められるときに、検察官は、仮に打ち切った手続を再開することが可能であることは、刑訴法 209 条 a 第 4 項の定める最終期限から導き出すことができる<sup>37)</sup>。

反対に、検察官が王冠証人により犯人として名を挙げられた者に対する手続の終了後 14 日以内に王冠証人の手続を再開する、具体的な措置をとらない場合には、その手続は最終的に打ち切られなければならない。

#### (3) 搜索されている者の居場所の特定

さらに、上述したように、犯罪組織で指導的地位で活動をしている者に対する搜索処分の場合に、最終段階について全く規定がなく、裁判所の決定の意味での手続を終結させる裁判についての規定はない。この法律の間隙は、刑訴法 209 条 a 第 4 項に定められた、搜索に対する再開の最終時点の規範を転用することで埋めること

ができる。これによれば、仮に打ち切られた手続の続行は、王冠証人の情報が寄与することなく、その者の捜索が失敗したため打ち切られた時点かまたは当該人物が逮捕された時点から14日以内に許されるであろう<sup>38)</sup>。

反対に、王冠証人の供述が捜索の成功をもたらし、または少なくとも役に立ったため捜索されている者の逮捕に至る場合には、王冠証人に対して実施された手続は、最終的に打ち切られる。

## 2 例外的な手続

王冠証人の協力により、犯人として名を挙げられた者に有罪判決が言い渡され、または捜索されている者が逮捕されることにより手続が終結する場合に、特別のケースがある。即ち、この時点において、制裁類似の賦課事項の履行のために王冠証人に認められた期限または試験期間が未だ満了していない場合である。この場合には、最終的な手続の打切りは、この期間の満了と賦課事項の履行を以てはじめて行うことができる<sup>39)</sup>。

## VI. 権利保護官の関与

2011年1月1日施行の改正法により、刑訴法209条a及び209条bの新設と併せて導入された権利保護官(Rechtsschutzbeauftragte)は、王冠証人に対する手続の打切り等に関与する。

より具体的には、刑訴法209条a第3項による仮の手続の打切り及び第4項による手続の再開は、権利保護官にその理由を付して通知しなければならない。権利保護官は、仮に手続が打ち切られた場合に手続の続行を要望したり、仮に打ち切られた手続が続行される場合にその打切りを要望する権限が認められる。これにより、王冠証人に対するダイバージョン措置に関し、一定のコントロールの可能性が与えられる。もっとも、刑訴法209条a第1項及び3項による検察官の判断の便宜的性格に変わりはない。

権利保護官の要望に関する審査手続を如何に実施するかについての明文規定はない。また、手続の続行の申立ての期限について明文規定はない。しかし、この申立ては、仮に打ち切られた手続の続行にしか関係しないので、検察官が最終的な手続の打切りを表明した場合には、問題とならない<sup>40)</sup>。

また、検察官により再開された手続の打切りに対して権利保護官が申立てをする場合の方式、提起期間等については、規定がない。

## おわりに

以上、オーストリアの王冠証人規定のうち、刑訴法 209 条 a の定める王冠証人制度の内容とその手続について紹介した。同制度は、被疑者が他人の重大な犯罪の解明に決定的な寄与をしたとき、より具体的には有罪判決をもたらしたときまたは犯罪組織において指導的な地位にある者の居場所の特定に決定的な寄与をしたときに、被疑者に、金員の支払い、社会奉仕活動或いは試験観察という賦課事項を課し、その履行を待って手続を打ち切るという制度である。王冠証人の制度とダイバージョン措置を結びつけた特色ある制度である。被疑者が他人の重大な犯罪の解明に重要な寄与をしたからといって、被疑者本人を不処罰にするのは望ましくないという国民の法感情を考慮したものであろうが、実に興味深い制度である。残念に思われるのは、この制度の運用の現状と効果についていまだ見るべき研究成果は公表されていないことである。この面の研究が行われ、公開されることが期待される。

また、この規定は、2016年12月31日を以て失効することになっており、その期限が撤廃され、継続して運用されることになるのかどうか、立法の動向を注視していく必要がある。

なお、前述したように、オーストリアの王冠証人規定としては、本稿で検討した刑訴法 209 条 a の他に、刑法 41 条 a の王冠証人規定がある。今後、この規定に基づく王冠証人制度についても検討を進める予定である。

## 注

- 1) BGBl I 1997/105.
- 2) BGBl I 2001/130.
- 3) BGBl I 2010/108.
- 4) 邦語の文献としては、下記の Schwaighofer の論文の内容を紹介した、拙稿「オーストリアの王冠証人立法——Schwaighofer の所説を中心に」創価法学 45 巻 3 号 63 頁がある。オーストリアの文献で、注釈書、教科書以外のものとしては、次のものがある。Bogensberger, Täterkooperation und deren Belohnung im Strafrecht in Thanner/Soyer/Hölzl (Hrsg), Kronzeugenprogramme, 2009, 111; Geyer/Amann/Soyer, Kronzeugenregelungen im Strafrecht -Entwicklungen, Chancen und Gefahren im nationalen und internationalen Kontext in Thanner/Soyer/Hölzl (Hrsg), Kronzeugenprogramme, 2009, 129; Paulitsch, Die Saulus-zu-Paulus-Wandlung - ein Ausblick auf die große Kronzeugenregelung im Strafverfahren ab 2011, Österreichische Juristen-Zeitung (ÖJZ) 2010, 1092; Reindl-Krauskopf, Neues Antikorruptionsstrafrecht: Alles neu - alles gut? in Mayer-FS, 2011, 613; Schwaighofer, Zum Aussageverweigerungsrecht wegen Gefahr der Selbstbelastung durch § 157 Abs 1 Z 1 StPO und den Konsequenzen der Verweigerung, Österreichische Richterzeitung (RZ) 2012, 54; Schwaighofer, Die neue Kronzeugenregelung – effizientes Aufklärungsinstrument oder Kapitulation des



Rechtsstaats? in 39. Ottensteiner Fortbildungsseminar, 2011, 5; Haudum, Kronzeugen im Straf- und Kartellrecht, 2013.

なお、本稿は、Schroll, in Fuchs/Ratz (Hrsg.), Wiener Kommentar zur Strafprozessordnung, 2015, §209 a, 2015 による所が多い。

- 5) 因みに、刑訴法第 10 編 (190 条乃至 197 条) に、捜査手続の打切、停止及び続行に関する規定が置かれ、第 11 編 (198 条乃至 209 条 b) に、被疑者等に一定の賦課事項を課した上、手続を打ち切るダイバージョンに関する規定が置かれている。このうち、198 条から 209 条までは、一般のダイバージョン措置に関する規定であり、209 条 a と 209 条 b は、本文で説明した特定の目的のためのダイバージョン措置に関する規定である。

なお、200 条は、手続の打切りに当たり課される金員の支払い、201 条及び 202 条は社会奉仕活動、203 条は試験期間に関する規定である。205 条は、賦課事項の履行後に手続が最終的に打ち切られた後に手続を再開する場合の規定である。206 条は被害者の権利、207 条は被疑者の教示を受ける権利、208 条はダイバージョン措置に関する一般規定、209 条は手続の打切り、公訴の取消しに関する一般規定である。
- 6) 198 条 1 項 1 号は金員の支払い、2 号は社会奉仕活動、3 号は試験期間を定めている。
- 7) 198 条 2 項 3 号は、被害者を死亡させた罪を定めている。
- 8) 200 条 2 項は、支払うべき金員は、180 日分の日数罰金額に相当する額を超えてはならない旨を定める。
- 9) 団体責任法 (Verbandsverantwortlichkeitsgesetz) は、犯罪に対して団体が責任を負い、制裁が課される要件及び団体の責任を確定し、制裁を課す手続について定めている (同法 1 条)。
- 10) 本章は、主に、Haudum, a. a. O., S.125 ff に依っている。
- 11) Flora, in Wiener Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 2013, § 41a Rz 1. なお、ドイツでは、王冠証人制度の対象犯罪を特定のものに限定する場合を「小王冠証人規定」といい、特に犯罪の種類等を限定しない場合を「大王冠証人規定」と呼ぶのが一般的である。この基準によれば、オーストリア刑法 41 条 a も「大王冠証人規定」と呼ぶことになる。
- 12) 成立の重要な要因の一つは、王冠証人立法に対する国際的圧力が次第に強まったためである。Transparency International は、かなり以前からオーストリアの汚職対策の顕著な不十分さを指摘し、対応策として王冠証人規定の導入を促してきた。汚職対策のための国際条約 37 条により、加盟国は、王冠証人規定の規範化を考慮することになっており、汚職に関する欧州評議会刑法協定 22 条は、加盟国に、王冠証人に十分な保護を提供することを義務づけている。次の文献に詳しい。Haudum, a. a. O., S.127; Schwaighofer, a. a. O., S.7.
- 13) Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage (EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket (sKp) BGBl I 2010/108, 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates (BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode (GP), 1, 3 und 10 f.

- 14) Bertel/Venier, StPO, § 209 a Rz 2 は、209条 a による措置を王冠証人が自身の犯罪について供述するに過ぎない場合にも認めようとする。この見解は、明文に反するとして批判されている。例えば次の文献参照。Maleczky, Strafrecht Allgemeiner Teil II, S. 31; Medigovic/Reindl-Krauskopf, Strafrecht AT II, S. 197; Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage(EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108(sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates(BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode(GP), 3, 12 ff.
- 15) Schwaighofer, a. a. O., S. 14.
- 16) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 12.
- 17) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 17.
- 18) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 19.
- 19) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 23.
- 20) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 24.
- 21) Fabrizy, Strafprozessordnung, 11. Aufl., 2011, § 209 a Rz 7
- 22) 一般のダイバージョン措置では、賦課事項として和解 (Tatausgleich) が認められているが (198条1項4号)、209条 a の王冠証人制度では、これは除外されている。
- 23) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 36. なお、これとは異なり、検察官の社会奉仕活動の命令に対し被疑者がこれを履行することを明言すれば、仮に手続は打ち切られるとする見解もある。例えば次の文献参照。Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage(EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108(sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates(BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode(GP), 13; Schwaighofer, a. a. O., S. 19; Haudum, a. a. O., S.154.
- 24) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 38.
- 25) Schwaighofer, a. a. O., S. 20.
- 26) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 50.
- 27) Leitner, in Schmölzer/Mühlbacher, StPO 1, 2012, § 209 a Rz 36.
- 28) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 64.
- 29) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 59.
- 30) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 61.
- 31) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 70.
- 32) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 66.
- 33) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 69.
- 34) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 74.
- 35) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 79.
- 36) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 77.
- 37) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 80.
- 38) Schroll, a. a. O., § 209 a Rz 86.

39) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 79.

40) Leitner, a. a. O., § 209 a Rz 58.

本稿は、JSPS 科研費・基盤研究 (C)( 課題番号 16K03377) による研究成果の一部である。